社会福祉法人　板柳町社会福祉協議会　居宅介護支援事業所
重要事項説明書

1　社会福祉法人　板柳町社会福祉協議会　居宅介護支援事業所の概要

（1）提供できる居宅サービスの種類と地域

事業所名	社会福祉法人板柳町社会福祉協議会　居宅介護支援事業所
所在地	青森県北津軽郡板柳町大字福野田字実田 11 番地 7
電話番号	０１７２－７３－５８９４
ＦＡＸ番号	０１７２－７２－１１７０
事業所番号	指定居宅介護支援　０２７２４０００７８
サービスを提供できる地域	板柳町、藤崎町、鶴田町、弘前市、五所川原市、つがる市、青森市、黒石市 ※上記地域以外にお住まいの方でもご希望の方はご相談ください。

（2）当事業所の職員体制

職名	資格	常勤（兼務）	非常勤（専従）	合計	業務内容	備　考
管理者	主任介護支援専門員	1 名		1 名	管理業務	主任介護支援専門員と兼務
介護支援専門員	主任介護支援専門員	1 名		1 名	ケアマネ業務	管理者と兼務
介護支援専門員	主任介護支援専門員		1 名	1 名	ケアマネ業務	訪問介護員と兼務

（3）サービスの提供時間

月曜～金曜日　８時１５分～１７時１５分（転送電話により２４時間連絡可能）

ただし、国民の祝日及び１２月２９日～１月３日までは休業します。

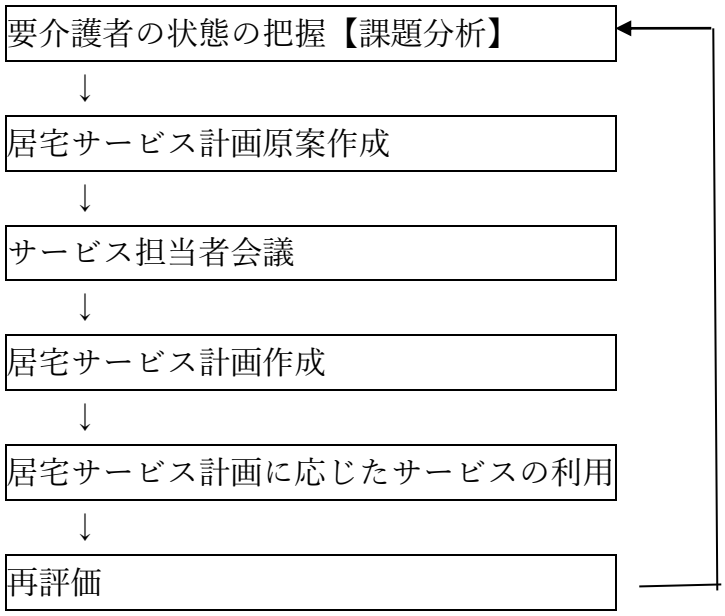
2　居宅介護支援の申込から提供までの流れと主な内容

・要介護認定の申請・認定調査および主治医意見書の作成

・要介護区分の認定

・居宅サービス計画作成依頼・利用者との契約

【居宅サービス計画作成の流れ】



3　当事業所の居宅介護支援の特徴等

（1）運営方針

① 当事業所は、利用者が要介護状態等となった場合でも、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行います。

② 利用者の心身の状況や置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。

③ 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って提供する指定居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることがないよう公正中立に行います。

④ 運営にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めます。

（2） 居宅介護支援の実施概要等

① 利用者およびご家族に面接して情報を収集し、課題分析標準項目を満たす方式により解決すべき課題を把握します。

② 指定居宅サービス事業者等に関するサービス内容、利用料等の情報を提供し、利用者、ご家族にサービスの選択を求めます。その選択において利用者は複

数のサービス事業者を紹介するよう求めることができます。
当事業所で過去６ヵ月間に作成されたケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙の通りです。

③ 提供されるサービス目標、その達成時期を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。その居宅サービス計画に位置付けられたサービス事業者等の選定理由の説明を利用者は求めることができます。

④ 居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、サービスの種類、内容、利用料等について説明し、利用者から文書による同意を受けます。

⑤ その他、居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行います。

⑥ 利用者およびその家族を毎月訪問、面接をして経過の把握をし、モニタリングを実施します。
ただし、下記の条件を満たしている時はテレビ電話装置などの情報通信機器を利用したモニタリングを実施します。

・利用者の同意を得ている。
・主治医、担当者、関係者の合意を得ている。
・利用者がその通信機器での意志疎通ができる。(家族のサポートを含む)
・モニタリングで得られない情報については、他サービス事業者との連携で情報を得る。
・少なくとも２ヵ月に１回は利用者居宅を訪問する。

⑦ 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるように指定居宅サービス事業者との連絡調整を行います。

⑧ 利用者の状態について、定期的に再評価を行い、状態の変化に応じて居宅サ―ビス計画変更の支援等必要な対応をします。

⑨ 利用者が居宅において日常生活を営むことが困難になったと認められる場合または介護保険施設等への入所を希望した場合には介護保険施設への紹介その他の支援をします。

⑩ 利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または、事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画を変更します。

⑪ 関係する市町村から介護認定調査の委託を受けた場合は、公平、中立に被保険者に対し正しい調査を行い、その知識を有するよう研鑽を行います。

⑫ 病院等へ入院する必要が生じた場合には、当事業所や担当介護支援専門員

の名前や連絡先を伝えていただき、退院後の在宅生活への円滑な移行を支援します。

（３） 守秘義務および個人情報の取扱いについて

① サービスを提供する上で知り得た利用者およびご家族に関する秘密は、正当な理由なく第三者への提供はいたしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。記録については完結の日から５年間保存します。

② サービスを提供するうえで必要な場合は「個人情報利用同意書」に定められた範囲内で必要な情報を提供させていただきますのでご理解ください。

③ 利用者またはご家族に関する個人情報は正確、最新の内容に保つように努め適切に管理します。

４ 利用料金

（１）利用料

要介護又は要支援認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので、自己負担はありません。ただし、利用者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、介護給付費の利用料金の全額を一旦お支払いください。

①居宅介護支援利用料

・居宅介護支援費（Ⅰ）：居宅介護支援費（Ⅱ）を算定していない事業所

居宅介護支援費（ｉ）	要介護１・２	１０,８６０円/月	介護支援専門員１人あたりの取扱い件数 45 件未満
	要介護３・４・５	１４,１１０円/月	

②加算

項目	負担額	算定要件
初回加算	３,０００円/月	新規にサービス計画を作成
入院時情報連携加算（Ⅰ）	２,５００円/月	入院した日のうちに情報提供
（Ⅱ）	２,０００円/月	入院し３日以内の情報提供
退院・退所加算（Ⅰ）イ	４,５００円/月	連携１回（カンファレンス参加無）
（Ⅰ）ロ	６,０００円/月	連携１回（カンファレンス参加有）
（Ⅱ）イ	６,０００円/月	連携２回（カンファレンス参加無）
（Ⅱ）ロ	７,５００円/月	連携２回（カンファレンス参加有）
（Ⅲ）	９,０００円/月	連携３回（カンファレンス参加有）

通院時情報連携加算	５００円/月	診察時に同行、必要な情報交換
緊急時等居宅カンファレンス加算	２,０００円/月	医療機関とのカンファレンス
ターミナルケアマネジメント加算	４,０００円/月	終末期の医療ケアにて多職種と協働した場合
介護職員等処遇改善加算	所定単位数の 2.1%	

※加算については、状況に応じて該当するものを算定します。

（２）交通費

上記１の（１）のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域にお住まいの方は介護支援専門員が訪問するための交通費の実費をご負担していただくことになります。

（３）利用料金のお支払い方法

前記（１）利用者が全額負担すべき利用料金は、１ヵ月ごとに計算して請求しますので、翌月１５日までに前月分の利用料金をお支払いください。お支いいただきますと領収書を発行いたします。お支払い方法は、現金集金としますが、利用者ご家族の状況により相談に応じます。

5　サービスの利用方法

（１）サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当事業所の職員がお伺いします。

（２）サービスの終了

①利用者のご都合でサービスを終了する場合

事業所あてにお申し出くだされればいつでも解約できます。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございますが、その場合は、終了１ヵ月前までに文書で通知するとともに、他の居宅介護支援事業者をご紹介いたします。

③以下の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービス提供を終了します。

・利用者が介護保険施設に入所した場合
・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、要支援、もしくは非該当（自立）と認定された場合
・利用者が亡くなられた場合

6　サービス内容に関する苦情

（１）当事業所のお客様相談・苦情窓口

・受付担当：名古屋智子（管理者）

・受付日時：月曜～金曜日：８時１５分～１７時１５分

・電話：　０１７２-７３-５８９４

・FAX　：０１７２-７２-１１７０

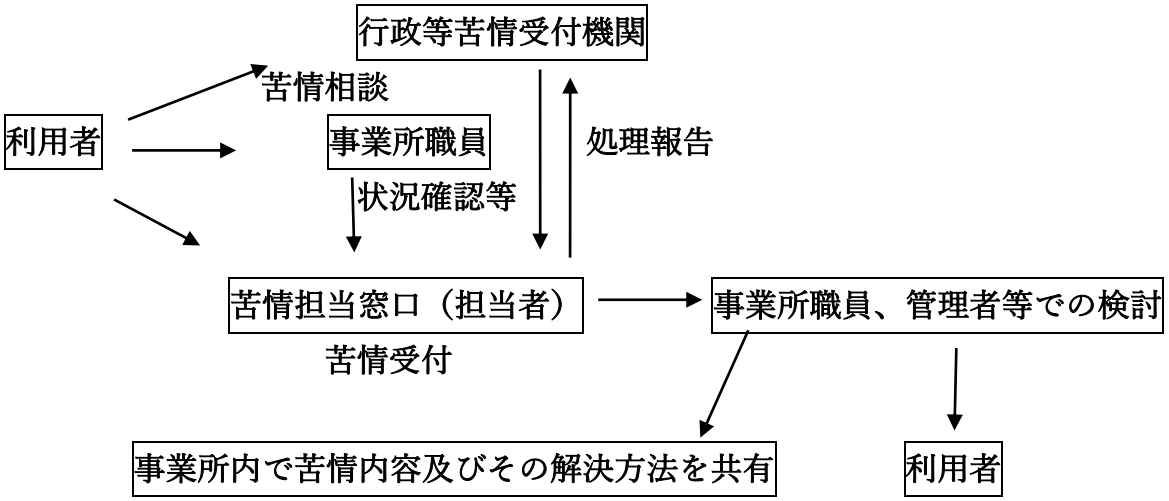
（２）その他の相談窓口

・板柳町役場介護福祉課介護保険係　　電話：０１７２-７３-２１１１

・青森県国民健康保険団体連合会　　電話：０１７-７２３-１３３６

・青森県運営適正化委員会　　電話：０１７-７３１-３０３９

（３）苦情処理フロー



7　虐待防止のための措置

当事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

（１）サービス提供中に当事業所職員、サービス提供事業所職員又は養護者（ご利用者の家族等、高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを保険者に通報します。

（２）成年後見制度の利用を支援します。

（３）職員が支援にあたっての悩み等を相談できる体制を整えるほか、職員が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

8　非常災害対策

当事業所は、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から火災・風水害・豪雪・地震等の自然災害並びに感染症に対処するため、業務継続に向けた計画等の策定、研修、訓練（シミュレーション）を年に 2 回以上実施します。

9　サービス利用にあたっての禁止事項について

利用者、ご家族、関係者等において、次に掲げるいずれかの事由が発生した場合はサービスを終了する場合があります。

（1）職員に対して行う暴言、暴力、誹謗中傷等のカスタマーハラスメント、性的嫌がらせ等のセクシャルハラスメント、他業務に支障のある迷惑行為。

（2）サービス利用中に職員の写真や動画撮影、録音等を無断で SNS 等に掲載すること。

10　事故発生時の対応

事業者はサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、ご家族等に連絡するとともに必要な措置を講じます。また、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。なお、当事業所は損保ジャパン日本興亜株式会社の「社協の保険」に加入しております。

11　その他

上記以外に、利用者がサービスを選択するために必要な事項が発生した場合は、その都度誠意をもってご家族と事業所が協議するものとします。

令和　　年　　月　　日

【利用者】

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【代理人】

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

続　柄＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

居宅介護支援サービスの提供にあたり、利用者又は家族に対して本書面に基づいて、重要事項を説明しました。

事業者　　青森県北津軽郡板柳町大字福野田字実田１１番地７
社会福祉法人　板柳町社会福祉協議会
会　長　　永　澤　　義　男

説明者　　介護支援専門員　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿